

|     |     |     |     |      |     |
|-----|-----|-----|-----|------|-----|
| 議 長 | 副議長 | 局 長 | 次 長 | 議事係長 | 議事係 |
|     |     |     |     |      |     |

| 市街地活性化特別委員会会議録     |                                                                  |     |              |
|--------------------|------------------------------------------------------------------|-----|--------------|
| 日 時                | 平成 1 4 年 5 月 2 7 日 ( 月 )                                         | 開 議 | 午後 1 時 0 0 分 |
|                    |                                                                  | 散 会 | 午後 3 時 3 4 分 |
| 場 所                | 第 2 委 員 会 室                                                      |     |              |
| 議 題                | 継 続 審 査 案 件                                                      |     |              |
| 出 席 委 員            | 中村委員長、秋山副委員長、成田・大竹・斉藤 ( 裕 ) ・古沢・小林<br>八田・武井・北野・佐々木 ( 政 ) ・高橋 各委員 |     |              |
| 説 明 員              | 市長、助役、総務・企画・財政・経済・土木・建築都市・港湾各<br>部長、水道局長 ほか関係理事者                 |     |              |
| 別紙のとおり、会議の概要を記録する。 |                                                                  |     |              |
| 委員長                |                                                                  |     |              |
| 署名員                |                                                                  |     |              |
| 署名員                |                                                                  |     |              |
| 書 記                |                                                                  |     |              |

○ 委員長

ただいまから、委員会を開きます。本日の会議録署名員に大竹委員、北野委員をご指名いたします。  
継続審査案件を議題といたします。この際、理事者から報告の申出がありますので、これを許します。  
国道5号及び臨港線の電線類地中化事業について。

○ (建都)市街地活性化対策室・近澤主幹

国道5号及び臨港線の電線共同溝の整備について、ご報告申し上げます。

国道5号につきましては、平成13年11月26日付けで小樽駅前電線共同溝を整備すべき道路に指定され、平成14年度から15年度の2か年で、小樽開発建設部が事業を実施する予定であります。

また、整備概要といたしましては、施工区間を市道仲見世南小路線の東京生命から、市道船見通線三角市場までの、延長約400メートル区間の両サイドの歩道に電線共同溝を設置し、あわせて、歩道の高質化などの事業も進めていくと聞いております。

なお、本年度の施工区間は、先ほど述べました区間の海側部分の歩道、延長約400メートル区間について、事業費約2億5,000万円で整備をする予定であります。

次に、臨港線につきましては、現在、電線共同溝を整備すべき道路の指定を受けるべく手続を進めており、平成14年度から16年度の3か年で、小樽土木現業所が事業を実施する予定であります。

また、整備概要といたしましては、施工区間を色内2丁目の昭和製器株式会社から、堺町の市道仲一小路第2線のスハラ食品まで、延長約814メートル区間の山側歩道部分に、電線共同溝を設置いたします。

なお、今年度の施工区間といたしましては、昭和製器株式会社から、元小樽トイズ付近までの延長約100メートル区間について、事業費約1億4,000万円で整備をする予定であります。

今後、双方の事業につきましては、工事实施に際し、事前に地権者及び関係団体等に説明会を開催して、理解と協力を求めてまいります。

○ 委員長

次に、道営住宅の建設について。

○ (建都)佐藤主幹

道営住宅の建築について、ご報告いたします。

これまでに、北海道に要請しておりました道営住宅の建設用地が決まりましたので、経過と建設用地などの概要をご説明申し上げます。

道営住宅の建設要請の経過についてであります。平成10年に最上道営住宅の建設が完了して以降、新たな道営住宅の展開については、中心市街地活性化に寄与する事業として位置付けを行い、中央通土地区画整理事業区域の周辺での建設に向け、検討を続けてまいりました。

しかし、中央通土地区画整理事業区域内の建設を予定していた第4ブロック約1,300平方メートルについては、権利者との交渉が不調に終わり、その区域については、断念せざるを得ない状況となりました。その後も、同区域の周辺も視野に入れながら適地を探してまいりましたが、特定できる用地がありませんでした。

市といたしましては、これら周辺での用地確保が難しいことから、これまでの中心市街地周辺から、範囲を拡大した中で数か所の候補地を抽出し、北海道に要請してまいりましたところ、この度、具体的な候補地として北海道から建設地が選定され、市の仲介で地権者と交渉を重ねた末、承諾が得られたところであります。

道営住宅の建設用地は、育成園跡地の奥沢3丁目1、2区間にある民間会社の所有地約3,300平方メートルで、公法上の規制は第一種中高層住居専用地域、建ぺい率60パーセント、容積率200パーセントとなっております。

現在、北海道では、6月から11月にかけて、現状調査や基本設計等を実施した中で建設規模などを決定し、できれば年度内の本体着工も検討していきたいとお聞きしております。

○ 委員長

次に、平成14年度若年者定住促進家賃補助制度の募集結果について。

○ ( 建都 ) 建築指導課長

平成14年度若年者定住促進家賃補助制度の募集結果について、ご報告をいたします。

本年度より創設された若年者定住促進家賃補助制度の募集を、去る4月15日から5月10日までの期間で実施いたしました。

応募状況につきましては、市内転居世帯募集枠15世帯に対し申込みが11世帯、市外転入世帯募集枠15世帯に対し申込みが22世帯あり、結果として、募集世帯枠合計30世帯に対し、市内分と市外分合わせて33世帯の応募がありました。

今回の申込みにつきましては、市内の申込みが11世帯の応募でありましたので、市内分については、そのまま補助対象として決定しております。また、市外転入世帯枠で申し込んだ22世帯の扱いにつきましては、全体としては当初予算でおさまること、また、人口増の効果が見込めることから、市外分の補助対象世帯枠を当初より増やすことにより、市外申込み分の22世帯全部を補助対象とすることにいたしました。

結果といたしましては、申し込まれた33世帯全部を補助対象として決定し、今後は審査書類を提出していただくことにより、最終的に補助金の交付決定をする予定であります。

なお、申込世帯の状況につきましては、延べ人数として市内転居世帯が27人、市外転入世帯が52人となっているほか、市外転入世帯の前居住地として札幌市から13世帯、余市町などの後志管内から5世帯、道内他都市から3世帯、道外から1世帯の計22世帯となっております。

○ 委員長

次に、小樽市指定歴史的建造物の指定について。

○ ( 建都 ) 都市環境デザイン課長

小樽市指定歴史的建造物の指定について、ご報告いたします。

北洋銀行旧小樽支店は、平成6年に小樽市登録歴史的建造物に登録されたものでありますが、平成13年、所有者の北洋銀行が諸般の事情から建物の解体を決定したことから、登録抹消の手続を行ったところです。

その後、この建物を買収した小樽シティステーション有限会社から小樽市に対し、本年4月に歴史的建造物の指定願が提出され、建物保存の意向と方向性が確認できたことなどにより、去る5月1日に小樽市登録歴史的建造物として再登録するとともに、あわせて、小樽市指定歴史的建造物第69号として指定をいたしました。

今後、「小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例」に基づき、建物の保存に向けた指導などを行うとともに、技術的援助や助成支援などを行ってまいりたいと考えております。

これにより、小樽市指定歴史的建造物は合計で67棟となります。

○ 委員長

次に、小樽駅前第3ビル、小樽国際ホテルの送電停止について。

○ ( 建都 ) 都市環境デザイン課長

小樽駅前第3ビルのうち、小樽国際ホテルへの送電停止についてご報告いたします。

小樽駅前の商業施設は、都市再開発法の指定を受け、公共施行の再開発事業で建設したものであり、当ホテルは、これら3つの施設のうち、第3ビルのキーテナントとして昭和51年から営業を続けています。

平成11年10月にジェイ・アイ・ビイ株式会社が、前所有者からホテルを取得して以来、営業を続けてきたところではありますが、ビル管理会社である小樽駅前ビル株式会社に支払うべき共益費などの滞納問題から、今回の送電停止となったものであります。

この送電停止については、本年2月にホテル側が小樽駅前ビル株式会社に、4月30日までに滞納金のうち約束さ

れた金額の支払いが履行されなかった場合には、自主的廃業と送電停止を受諾する旨の確認書を提出しており、小樽駅前ビルとしても、この確認書のとおり履行されなかったことから、やむを得ず送電停止の措置を5月1日に実施したとのことであります。

それを受けて、ホテル側から市に対し、送電再開の要請と円満解決に向けた検討をするため、1週間程度の猶予が欲しいとの申出があったことから、市としまして、ゴールデンウィーク期間中でもあり、宿泊客などに無用な混乱を与えるおそれもあることから、小樽駅前ビルにその旨を伝えて了承が得られ、当日約4時間後に送電を再開したものであります。その後、5月8日まで送電が行われておりましたが、ホテル側から入金がなかったことから、5月9日木曜日、宿泊客のチェックアウト後に2回目の送電停止を行ったものであります。

小樽駅前ビルとしても送電停止というのは本意ではなく、約束された金額の支払いがあれば、いつでも送電を再開する方針であると聞いていましたが、これまで停止していなかった水道についても、本日午前9時10分に給水を停止し、9時20分に貨物エレベーター、従業員専用エレベーターの電気も停止したと聞いています。

市としては、この度のことは企業同士の問題から発生したことはいえ、中心市街地の核的施設であり、営業停止に伴う影響も懸念されることから、今後とも、推移を見守りながら対処したいと考えております。

#### ○委員長

次に、マイカル小樽の動向について。

#### ○（企画）山田参事

3月18日に開催されました当委員会以降の、マイカル小樽の動向についてご報告をいたします。

株式会社小樽ベイシティ開発の民事再生計画については、3月29日に案を提出した旨の報告を受けまして、本日、お手元にOBCが記者会見で配布しました文章をお配りしましたが、内容について報告したいと思います。

再生債権の債権者に対する総額約292億円の明細については、第1に元本債権の1.5パーセント相当額を、認可決定の確定後1年以内に一括弁済をする。

第2に50万円以下の少額債権と言われる再生債権は、認可決定の確定後1か月以内に全額弁済をする。ただし、50万円を超える再生債権も、50万円を超える部分を放棄するときは、同様に50万円を支払うという内容になっています。

第3に敷金、保証金については、ただいま申し上げた1、2を適用して、撤退時に清算をしていく。

第4に共益債権並びに一般債権、優先債権については、随時、支払っていくという内容になっています。

別除権者との別除権協定等についてですが、再生計画認可後、別除権者、これは日本政策投資銀行の約133億円の債権でございます。それから、ポスフルに約61億円ございますので、この別除権者との間での別除権協定については、1年間話し合いをしながら、別除権協定を締結するための交渉を行うということで、別除権協定においては担保不動産の評価、弁済方法、こういう内容になろうかと申しております。

また、資本の増減比ですけれども、現在の約10億円の資本については100パーセント減資をして、新たに地元企業を中心として、2億円程度の出資をしていただくという形で進めたいという考え方でございます。

役員の変更については、現役員は事業継続に必要な人材を除いて全員解雇をする。新しい役員については、再生債務者の株主総会で、新体制の中で決めていくという内容になってございます。

また、今後のスケジュールについては、債権者集会在6月5日の10時10分に、東京地裁で開催されるということになってございまして、同日に同意が得られれば、即日認可決定をされまして、官報に掲載をされた後、2週間の異議申立て期間を経て、異議申立てがなければ、それが出た段階で認可が確定するという流れと聞いておりまして、早ければ6月下旬、遅くても7月上旬には確定をするという流れになろうかと思っております。

次に、築港再開発地区の土地利用の見直しについてでございますけれども、新年度に入りまして、国、道の担当部署に対して、今日までのOBCの現状報告と、築港再開発を含めた中身の報告、それから、今後の進め方につい

てご説明をしてきまして、これから庁内関係部と調整をとりながら、見直し案の検討を進めていきたいと考えています。

なお、小樽短大のビブレ棟進出希望等については、OBCと小樽短大から要望をお聞きしておりますけれども、小樽短大はOBCに事業計画書を提出してございません。したがって、市としては、基本的には、本地区は臨港地区の工業地域でございますから学校は難しいと。こういう地域ですが、OBCから正式に事業計画が示された段階で、関係者等々との協議に入っていきたいと考えています。

○委員長

これより質疑に入ります。順序は共産党、自民党、市民クラブ、公明党、民主党・市民連合の順とします。  
まず共産党。

-----

○古沢委員

国際ホテルについて

今、報告がありました国際ホテルの問題です。それから新聞報道されております手形交換所の問題について、お尋ねをしたいと思います。マイカル問題は、北野委員からご質問させていただきたいと思います。

国際ホテルをめぐる電気供給ストップの問題ですが、今の報告では水道も止めたとのことですが。

新聞報道では、この問題に対して、市長は、民間会社同士の話なので、静観する意向だと伝えられていますが、こうした立場については変わりませんか。

○市長

先ほど報告しましたように、5月1日に送電停止をしたときに、ホテル側から「何とか再開してほしい。ゴールデンウィーク期間中の5月8日まで。」という話があったので、検討した結果、混乱があってはいけないという考えから、一応、申入れをしまして、ビル管理会社から了解をいただいたという経過です。

その後の問題については、これ以上、私が再開に対してビル管理会社に協力を求めるのは、ビル管理会社としても、こういった滞納問題がある中で非常に厳しいだろうということで、私どもとしては、今後、少し静観をしたいと思っています。

○古沢委員

具体的な事項について、確認をさせていただきます。滞納状況にかかわってです。

小樽駅前ビルに対して、現在の国際ホテルの所有者ジェイ・アイ・ビイが共益費を滞納したと。これは具体的に言えば、共益費の中で、上下水道料金の滞納が生じてストップになるという状況が生まれたようですが、ジェイ・アイ・ビイと小樽市との関係は生じないのでしょうか。

○（建都）都市環境デザイン課長

これは、あくまでも小樽駅前ビル株式会社と、ホテル所有者のジェイ・アイ・ビイとの関係でございまして、市とのかわりはありません。

○古沢委員

そうしますと、かなり高額な滞納が生じていると思うのですが、例えば上下水道料金に見合う分は、小樽駅前ビルが、市に対して立替えて決済していると考えてよろしいですか。

○水道局長

水道、下水道のご質問でありますから、私の方からご説明いたします。

滞納等の確認については、お答えできません。

○古沢委員

お答えできないということもあるかもしれませんが、それは別の問題ですから。

実は、限られた情報の中からですが、旧所有者だった株式会社小樽国際ホテルで、駅前ビルとの関係で言えば滞納が約 5,200万円あったと言われています。これをめぐって、支払請求の訴えがされ和解が成立したと。これは、いつの時点で、主にどういう内容で和解が成立したのか、承知していますか。

○ 経済部長

聞いている中では、和解については、平成8年から9年にかけての共益費ということですので、時期は明確ではありませんけれども、多分、ジェイ・アイ・ビイが引き受けたのが平成11年ですから、それについてのものを、平成11年に最終的に和解という形で決着したとなっていると思います。

○ 古沢委員

そうすると、小樽駅前ビルで言えば、旧所有者の債務について、和解条件の中で言えば新所有者ジェイ・アイ・ビイ、つまりジェイ・アイ・ビイが株式会社小樽国際ホテルの債務について、債務を承継したという内容が盛り込まれていたのでしょうか。

○ (建都)都市環境デザイン課長

大枠は、そのような内容と聞いてございます。

○ 古沢委員

これも、限られた情報ですが、限られた情報といっても新聞に載ってくるのですね。つまり、債務承継がされていると考えないと成立しない報道ですが、ジェイ・アイ・ビイが旧債務の 5,200万円に対して、ほぼ半額しか支払っていないということが、新聞で報道されている。そうすると、まだ2千数百万円が旧債務として残っている。

つまり、約1億円の共益費の滞納があると報道されているうち、厳密に言えば、2,000万円超の旧小樽国際ホテルの債務が含まれていると考えてよろしいですか。

○ 建築都市部次長

細かいところまでは承知していないのですが、概ねそのような内容と聞いてございます。

○ 古沢委員

確認させてください。ジェイ・アイ・ビイが新たに国際ホテルの所有権を取得した時期は、先ほど言われましたが、念のため、もう一度確認させてください。

○ (建都)都市環境デザイン課長

ジェイ・アイ・ビイが取得した時期でございますが、平成11年10月というふうに承知してございます。

○ 古沢委員

所有権者がジェイ・アイ・ビイに平成11年10月に変わられたと。実際のホテル運営、管理運営を委託されている会社はどこですか。

○ (建都)都市環境デザイン課長

株式会社トトムと聞いてございます。

○ 古沢委員

関連してお伺いしますが、株式会社北海道経済再生機構という会社があります。小樽市内の某ホテルを所有して経営する会社ですが、この会社の存在については承知していますね。

○ (建都)都市環境デザイン課長

承知してございます。

○ 古沢委員

今挙げたジェイ・アイ・ビイ、トトム、経済再生機構、この三つの法人に共通する関係があるとしたら幾つか挙げていただけますか。

○ (建都)都市環境デザイン課長

共通する事項ということでございますが、代表取締役が池田敏博さんと承知してございます。

○ 古沢委員

池田敏博氏は、ジェイ・アイ・ビイの代表取締役は一番最近の商業謄本で言えば、現在、変わっているようですが、引き続き取締役に残っていますから、三つの法人に共通する人物であります。

さらには、この三つの法人に共通することは、元政治家というのでしょうか、政治家が役員にそれぞれ加わっていること、それから、三つの法人の旭川支店が、同じ所在地であることを挙げるができると思います。

そこで、この共通する人物として上がってきた池田敏博氏ですが、これは破たん前の小樽商工信組の顧問を務めていた人物と同一人物でありますか。

○ (経済) 商業労政課長

そのとおり、同一人物でございます。

○ 古沢委員

現在の国際ホテルの土地、建物について、登記簿謄本から、特に所有権に関する事項で確認のできる点であります。その点でお伺いしたいと思います。

先ほどお尋ねした、旧所有者の株式会社小樽国際ホテルの債務関係ですが、平成10年に共同債権買取機構に債権譲渡されています。さらには、旭川商工信組、小樽商工信組との間で根抵当権が設定されている。こうした債務があったのですが、公簿上で言えば21億円という大変な額ですが、これはいつ抹消されているか、おわかりですか。

○ (建都) 都市環境デザイン課長

平成11年10月26日に抹消されております。

○ 古沢委員

これは、ジェイ・アイ・ビイが所有権を取得したときと一致します。そのとおりですね。

○ (建都) 都市環境デザイン課長

そのとおりです。

○ 古沢委員

このときに、同日付けで、新しい債権債務の関係が生じている。現在の所有者であるジェイ・アイ・ビイと、旭川商工信組及び小樽商工信組の間で、5億7,000万円と1億5,000万円、これで抵当権が設定されていますね。

○ (建都) 都市環境デザイン課長

そのとおりです。

○ 古沢委員

あわせて、先ほどお尋ねした管理運営会社トトムであります。ここと旭川商工信組並びに小樽商工信組は、それぞれ5億円、1億5,000万円と、同じように抵当権が設定されていると思いますが、確認できますか。

○ (建都) 都市環境デザイン課長

そのとおりでございます。

○ 古沢委員

あわせますと、13億7,500万円です。

北海道経済再生機構についてお尋ねしますが、経済再生機構と旭川商工信組の間でも、この少し後になりますけれども、3億円の抵当権が設定されています。

それでお伺いしますが、小樽商工信組の破たんをめぐって、さまざまな角度から新聞報道されていました。その中に、この池田敏博氏と小樽市の関係が、このように伝えられています。池田氏は小樽市の幹部にも接触し、水面下の交渉が続いていたのだと伝わっているわけですが、この池田敏博氏というのは、そういう接触を通じてどういう人物だというふうに判断されていたのでしょうか。

○ 経済部長

池田氏につきましては、国際ホテルの関係、それと商工信組の関係で、経過説明というものを小樽市に対してされていた時期がありまして、私を中心に接触をしてみいました。

そういう中で、池田氏の人物評でございますけれども、国会議員の秘書をされていたとお話がございます、政治的な部分については、人脈を含めて、かなり広い情報を持っていられるということです。国際ホテルだけではないのですが、道内外で事業をしたいという意向がかなり酌み取れるような話がありまして、ある意味で事業家なのかなと聞き取れる部分がありました。

○ 古沢委員

かなり好意的に受けとめているご答弁のようです。

先ほど言いました国際ホテルの土地、建物をめぐって、平成11年にジェイ・アイ・ビイに対して、もしくはトトムに対して、小樽商工信組は、かなり高額な融資をしているわけです。この時期、つまり平成11年3月期から翌年の12年3月期にかけて、小樽商工信組はどういう状況だったのか。何点か、主なものを挙げてください。

○ (経済) 商業労政課長

状況ということで、例えば自己資本比率で申しますと、平成12年度3月現在では2.61パーセントです。それから、この時期に合計4億7,000万円ほどの増資をいたしまして、出資の合計が17億円ほどになっている。主なところで言いますと、そういったところでございます。

○ 古沢委員

平成11年3月期の決算では、自己資本比率は2.11パーセントまで落ちたのです。今の答弁では、4億7,000万円を市内から出資を募る、増資をすることによって、若干、上向き改善をした。2.61パーセントということです。

しかし、その後、12年3月期決算をくぐった後の7月から、監督官庁がかわって、金融庁、具体的に言えば北海道財務局の金融検査が暮れにかけて入ります。そして翌年、昨年になりますが、結局、これは今までの議論でも指摘しておりますけれども、全国画一的な金融マニュアルによって、小樽商工信組も破たんを余儀なくされる。これが昨年6月であります。

そこで、市の対応について伺いたいと思うのですが、自主再建を断念したのが昨年6月で、商工会議所会頭と小樽市長が、受皿金融機関は小樽信用金庫だということで、整理管財人に要望したのが7月18日です。

これは、相前後して全国で50を超える信金や商工信組、これらの金融機関が倒れていくというか、倒されていった時期ですが、その中でも、破たんが公になってわずか1か月くらいで、受皿金融機関はここだと自治体の首長が動いているというのは、ある意味で異例な状況ですが、そういうふうに動いた理由を聞かせてください。

○ 経済部次長

ただいま、信金が事業譲渡先ということで働きかけた時期が、早過ぎるのではないかというお話がございますが、これは当時の記者会見でもありましたし、また、その後の議会のやりとりの中でも、市長からご答弁させていただいております。

第1点は、小樽は中小企業の街ということで、厳しい経済状況下、信組が経営破たんをして2週間ほどたちましたけれども、その間におきまして、取引先の中小企業者は、資金調達の面で非常に厳しい状況にあり、不安感が日一日と強まってきたということが背景にあります。

また、こういった状況が長期化することにより、地域経済にさらに大きな混乱が生ずるのではないかと。こういったことを防ぐためには、中小企業者の不安感を払拭することが急務であると考えまして、そういった面では、ただ単に要望書だけではなくて、事業譲渡先の金融機関についても、具体的な候補者名を挙げてお願いをすることが肝要であるという判断をしたことから、こういった時期にこういう要望になったということでございます。

○ 古沢委員

念のために伺っておきますが、旭川商工信組と小樽商工信組の場合で、例えば3点、継承された債権の件数、総債権額、それから再雇用された職員数、それから引き継がれた店舗数をそれぞれお示しください。

○（経済）商業労政課長

まず、小樽の継承債権の状況ですが、件数は合計 3,547件、金額で 153億 1,900万円となっております。

それから、職員の雇用状況についてでありますけれども、99名の職員がおりまして、そのうち、例えば小樽信用金庫が38名の採用、北海信用金庫が7名の採用、こういったものを含めまして、現在では86名が就職をしていて、未定については13名と伺っております。

それから、引継ぎ店舗でありますけれども、もともとありました12店舗中6店舗を引き継ぎまして、内訳で言いますと、市内は1店舗、管内の5店舗はすべてで、合計6店舗と聞いております。

旭川商工信組については、申しわけございませんが、次長が代わってお答えいたします。

○経済部次長

旭川商工信組の関係でございますが、北央信用組合に今月7日付けで事業譲渡されました。

私どもが伺っておりますところでは、まず継承債権の件でございますが、約1万300件ございまして、445億円のうち9,700件、230億円が北央信用組合に引き継がれたと伺っております。

また、職員でございますが、119名の職員がございましたけれども、そのうち78人が北央信用組合に雇用されたと伺っております。

店舗につきましては、旭川商工信組の16店舗のうち、8店舗が北央の支店ということで存続が決まった。このように伺っております。

○古沢委員

この評価は本日の本題ではありませんから、本題の方に戻したいと思います。

本年3月ですが、この信組の経営責任を調査する責任解明委員会が、3件の融資についてずさんだと、整理管財人に対して、損害賠償を求めるべきとする報告書を提出しています。その内容について、承知していれば、お知らせください。

○経済部次長

古沢委員のご質問は、預金保険法第8条に基づく報告の関係だと思いますが、実は、これにつきましては、私どもの方で入手しております帳簿といいますのは、この報告書の補遺と、補う、遺すという字で書かれている概要版という形でしか手に入ってございません。本来の報告書というのは、かなり分厚いものでできているそうですが、私どもは、これを要約した補遺という形でのものしか見知ってございません。この中では、刑事責任と民事責任という形でまとまっております。

刑事責任につきましては、その時点での報告では、明確に犯罪に該当すると判断された案件は、現時点では認めておりませんが、背信性の強い融資と認識できる案件があり、場合によっては、背信罪の成否を検討する必要があると思われる、こういう形になってございます。

民事責任では、個別融資案件の中で、平成12年4月と13年1月の時点におきます融資残高の上位20社を、事情聴取をしたという形になってございます。約50名の債務者に事情聴取を行ったということでございますが、これにつきましても、現時点において、関与役員の民事責任を追及するのが相当と判断される案件はあったが、民事提訴を行うには、さらに内容の精査を行う必要があるという報告になってございます。

○古沢委員

つまり、それらの案件は整理回収機構に移っていますから、そちらで判断されるべきと変わっているわけですが、これらの報告をめぐって、この中の新聞紙上等を通じて市民に知らされている情報です。

一つは、小樽市内のホテルを経営する不動産会社などへの多額の融資が、不良債権化して破たん原因の一つにな

った。もう一つは、3件の融資総額は数億円規模だと言われている。こうした報告を受けた矢野整理管財人も、ずさんな融資の疑いがあると、新聞紙上を通じて談話を発表しています。

これまでお尋ねしたことと、ここまでの関係で、一般的に大筋、輪郭で言えば、公表されていることをつなぎ合わせますと、もっと注意深く関心を払う必要がなかったのかということ、改めてお伺いしたいと思うのですが、いかがですか。

○ 経済部次長

ただいま古沢委員の方から、新聞報道等をもとにしたお話がございました。確かに、こういった問題は大きな問題でございますので、市としても無関心ではいられないとは思いますが、今後の内容等につきまして、市が知り得る情報というのは限度がございます。

また、それぞれの企業として、信用組合として独自のご判断で動いている点もございまして、市としての関与の仕方といたしますか、どこまでタッチできるのかという部分につきましては、かなり慎重に考えなければならないものだと思っております。

○ 古沢委員

旭川商工信組の場合では、融資14億円について、審査や債権管理、担保評価が甘かった、違法だったというふう

に指摘して、結論づけられていると言われている。

これらも含めて、今、お尋ねした事柄の枝線を寄せていきますと、本線が見えてくるような気がするのです。本線というのは、本日お尋ねしたかった国際ホテルの電気供給ストップに結びついていくわけです。

実は、さきに関連するとお尋ねしていた三つの法人は、どうやら市税の滞納、強いて言えば高額滞納が発生しているのではないかと考えられますが、こうした滞納状況について、必要な保全措置は講じられているのかどうか、お答えできるぎりぎりのところで教えてください。

○ (財政) 納税課長

お尋ねの件につきましては、個別の納税義務者に関する状況になりますので、大変申しわけございませんが、お答えすることは、差し控えさせていただきたいと思えます。

○ 古沢委員

お答えできるでしょう。これは、謄本を取ればわかることですからね。

ジェイ・アイ・ビイに関しては、昨年10月1日に、小樽市は参加差押えの措置を講じているでしょう。北海道経済再生機構に対しても、同日、参加差押えの措置を講じている。

問題なのは、先ほどお尋ねしたことと関連しまして、十分な注意、関心を払う必要がなかったのかということにかかわりますけれども、このように昨年10月に参加差押えをする、つまり先行の本差押えがあるわけですが、その他の税務交渉の対応と比べて、迅速な対応がされていたのかという疑問が生じるのですが、いかがですか。

○ (財政) 納税課長

個別の義務者に対する措置、交渉の関係ですけれども、具体的にはお答えできません。一般的な措置としましてご説明いたしますと、納税のないときには納税交渉、納税指導などを行いまして、なおかつ、それでも納税されない、納税の意志が見られないときについては、財産調査などを行いまして、必要に応じて差押えをするといった措置はいたしております。

○ 古沢委員

ジェイ・アイ・ビイの共益費の滞納が約1億円にもなる、そういう状況に至ったわけです。このジェイ・アイ・ビイに対しては、国際ホテルの物件を取得したのが平成11年10月で、他の税務交渉で言えば、後志支庁が、翌年、12年8月には既に強制処分、差押えを入れています。小樽市は、それから1年数か月後の参加差押えです。十分な関心を払うということが、こういった面からも欠けていたのではないかと。

そこで伺いますが、市長は、最初に伺いましたように、いわば民民の問題だというのが基本のスタンスです。これに関連して、若干お伺いしておきたいと思います。

駅前地区の再開発事業は、昭和44年から51年にかけて行われました。小樽駅前ビルの設立にあたって、その年月日は先ほどの報告にありました。関連しますが、小樽市との関係で2点、一つはこの駅前ビル株式会社に対して、市の出資額とその割合、二つ目は、小樽市と駅前ビル株式会社との間での小樽市側からの人的配置といいますが、人的関係についてどうなっているか、伺います。

○（建都）都市環境デザイン課長

ただいまの出資の関係でございますけれども、市は、三つのビル全体で、市営住宅、プール、公共プラザなどの床を所有しておりまして、これらの割合を勘案した中で300万円を出資してございます。資本金の占める割合でございますけれども、約20パーセントとなっております。

2点目の、市とビルとの人的な関係という部分でございますけれども、昭和48年に駅前ビル株式会社を設立してございます。そのときに、市職員が役員として出向してございます。

○古沢委員

現在は、小樽市のOBの方を含めて、かかわっている方はだれもいらっしゃらないのですか。

○（建都）都市環境デザイン課長

現在の人的関係ということでございますが、市役所を退職された方が、相談役として勤務しておられます。

○古沢委員

あわせて、市の監査委員を務められている木下さんですが、この駅前ビル株式会社の取締役でもあります。これは、監査委員の職業権限を定めた地方自治法第199条には該当しない、要するに、出資法で言えば、公益目的のために4分の1以上の出資法人、これは、監査対象になりますけれども、先ほどお答えいただいたように、その対象法人ではない。しかし、現職の監査委員が、市が20パーセント出資をする駅前ビル株式会社の取締役を務めている。

こういうふうに言いますと、民民が基本的スタンスだと片づけられないのではないか。市の当事者としての問題も問われてくるのではないかと思うのですが、いかがですか。

○（建都）都市環境デザイン課長

先ほどご説明申し上げましたとおり、小樽市も、駅前ビルの株主総会に出席したり、各ビルの集会に出席したりしまして、株主としてのいろいろな意見も言っております。また、同社からの相談につきましても、随時応じてございます。

市としまして、再開発ビル全体の円滑な管理・運営のためには、駅前ビル自身の健全な経営が不可欠というふうに考えております。これまで同様に処理してまいりたいと考えてございます。

○古沢委員

結局、そう言いながらお任せではなかったのか、もっと、きちんとした対応がとられるべきだと。今度の問題でも、そういうもっと積極的な、市としての責任ある対応が必要だと僕は言いたいわけです。絶えずこういう対応だったら、後手後手に回ってしまう。全くの民民の話ではありません。

この問題では時間に制約がありますので、最後に指摘しておきたいと思う。機会があれば、また別のところで議論したいと思います。

手形交換所の廃止について

手形交換所の問題を、お尋ねしておきたいと思います。

小樽の手形交換所を閉鎖して、札幌に統合すると発案された理由を聞いていますか。

○経済部次長

この話は、4月下旬に私どもの方の耳に入りまして、情報収集にすぐ動きました。

基本的に、銀行協会に社員銀行というものが5行ございまして、それから準社員2行があり、できる限り関係の銀行幹部の方なり、そういった関係の方からご意見を伺いました。

そういった中で出てまいりましたのが、札幌に本店なりを持っているところは、システムも含めて札幌に一つに統合される方が、いろいろな面で経費節減になるのではないかと、全国的な話、これは東京銀行なのですが、比較的、手形交換所の広域化が進んできていると、そんな話もございまして、今回の提案につながったのかなというお話は承っております。

今回、要望いたしまして白紙に至るまでの間に、銀行協会の会長であります北洋銀行の支店長に、残念ながら、たまたま本州の方にご旅行中だったということで、お会いできなかったものですから、実際、真意がどこにあったかということまで、直接、お伺いできる状態にはなってございません。

○古沢委員

納税課長に伺う予定だったのですが、ちょっと時間がありません。税の側から考えてみたのですが、一般に、現金と同じように、税の決済についても小切手とか約束手形等が使われています。これらも小樽の手形交換所に持ち込まれる。そうした場合、例えば小樽交換所の管轄外の金融機関から小切手等をいただくと、同じ現金扱いとなる小切手でも手形と扱いが同じになって、代金の取立手数料がかかるという事例が生じます。

今回、例えば小樽の交換所を閉鎖した場合、札幌の交換所の管轄に現小樽の管轄も含まれるというふうに考えてよかったのでしょうか。

○（経済）産業振興課長

今回の札幌に統合する場合につきましては、小樽のエリアも含まれるということで考えております。

○古沢委員

実際は、税金も一般の街場の現金も同じだと思いますけれども、例えば、その日の夕方に小切手をいただいても、領収原符を切って収入扱いになるのですが、小樽に交換所があるから、そういう対応が時間的な問題でも可能です。これが札幌に行くと、若干取扱いが変わるのではないかと。

さらには、例えば、不測の事態で手形の決済日が来たが資金繰りがつかない、何とかしたいということで、その日ぎりぎりに取下げをするというような事態が生じた場合でも、小樽に交換所があって、地元の金融機関がその交換所を運営していれば、ある程度の幅を持ってやりくりがついた。これが札幌に行ってしまうと、そういうやりくりもつけられない。結果として不渡り、倒産という事態が生じてくる。そういう心配は、容易に考えられると思いますが、いかがですか。

○（経済）産業振興課長

小樽の手形交換所で行う場合につきましては、例えば、本日期限の皆様が小切手等を銀行にお持ちになりましたら、明日の9時半頃に30分かけて交換をすることになります。そうしますと、手形をお持ちになってから、3日後に現金化をされるというのが通例です。札幌の場合は、やはり車で輸送の関係がありますので、もう1日余計にかかるという可能性があります。今、委員が言われたとおりでございます。

○古沢委員

もっと深刻な話をもう一つ聞いたのですが、そのことも想定されますね。出していた手形の取下げが間に合わなくて、不渡りが生じるということはありませんね。

○（経済）産業振興課長

不渡りかどうかについては、手形交換所で各銀行間で交換しまして銀行に持ち帰ります。それで実際にそれが決済されるかを判断しますので、その部分で時間がかかり、遅れることが考えられます。

○古沢委員

もっと大きく言えば、小樽経済に全体として与えるダメージ、イメージですよ。手形交換所もいよいよ撤退をし

たのではないかと。そういうダメージが、企業活動や、例えば、小樽市が進めようとしている企業誘致の活動に、大きな影響を与えるのではないかとと思うのですが、いかがですか。

○（経済）産業振興課長

おっしゃるとおりで、大変なイメージダウンにつながるということと、企業誘致等の障害の要因になりかねないというふうに思っております。

○古沢委員

小樽銀行協会の土地、建物ですが、平成12年9月27日付け売買で、札幌市の大手菓子メーカーに移転しているということは確認していますね。

○（経済）産業振興課長

はい、確認してございます。

○古沢委員

つまり、今回の交換所閉鎖問題は、ある日、突然に出たものではないのではないかと。もしくは、1年延期して白紙撤回になるという方向でもないのではないかと。銀行協会の土地、建物は、もう人手に渡っているのですから。公益法人である銀行協会の、そういった財産処分についてはまた別の議論ですが、時間的には先送りになったけれども、既定の方針は変わらないのではないかと、そういう心配があるわけです。

そこで、最後をお願いしておきたいのですが、とりあえず1年延期ということではなくて、小樽市の経済の側面から見た場合にでも、何としてでも残してもらおうと。銀行が地域の経済に果たす役割を守っていただくためにも、残してもらおうという点で、強気に働きかけることは必要ではないかと。それでも、銀行が知らないと言うのだったら、それは銀行の態度決定ですが、小樽市としては、そういう立場との関係を、立ち切る必要があるのではないかと。いうことを、最後にお伺いしておきたいと思います。

○経済部長

前段の銀行協会の土地、建物を売却されていると、それと今回の手形交換所の廃止の動きが、連動しているという話だったのですけれども、銀行協会でなければ手形交換所として業務できないのかということ、そういうわけでもございません。後志に手形交換所があるのをご存じかと思っておりますけれども、金融機関の一部を利用してやることも可能ですから、必ずしも、そうなるかは定かではありませんが、連動しているかどうかわかりません。

それと、お話がありましたように、確かに、手形交換所があることによりまして、実際に、事業をやられている方を含めまして、かなりメリットを受けている部分がございますし、なくなることによるデメリットも非常に大きいわけです。

小樽市としては、引き続き手形交換所を置いてほしいということでは、考え方は変わっておりませんし、そういう動きは、引き続きやっていきたいと思っています。

○北野委員

○ＢＣに対する小樽市債権について

企画部の山田参事に伺いますが、先ほど説明した内容は、4月にやりとりがあったようですが、4月3日、最終的に東京地裁に提出した再生債権の案の概要と理解してよろしいですね。

○（企画）山田参事

そのとおりだと思います。

○北野委員

東京地裁に正式に提出した再生計画の案を、市は入手していますね。

○（企画）山田参事

私は持っています。

○北野委員

山田参事が持っているということで質問しますが、先ほど説明した中の2の、共益債権及び一般優先債権は随時支払うとなっていますが、市民税、上水道料金、下水道使用料、これは一般優先債権、あるいは共益債権に含まれるから心配ないと理解していいですか。今まで、皆さんはそう説明してきたのですけれども、再度伺います。

○（企画）山田参事

そのとおりだと考えております。

○北野委員

先ほどの説明でもありましたが、1.5パーセント相当額を、認可決定後1年以内に一括で払う。50万円以下は1か月以内に全部払うとなっているわけですが、共益債権及び一般優先債権は、随時支払うということになっていて、期限がないのですか。

そうすると、メリットは、カットされないで全額もらえるものだということだけですか。

○（企画）山田参事

あくまでも債権のカットについて、今回の債権者集会で同意をもらうというのが基本的な部分、いわゆる債権者に対するご理解だと伺っておりますので、いわゆる再生債権については、これからの資金繰りなど、弁済金の調達の中で支払われていくものだと思っております。

○北野委員

そうしますと、心配が2つあるのです。1つは、先ほど、山田参事が説明した東京地裁の債権者に対する説明ですが、その後に市の市税、水道料、下水道使用料が全額保護されることについて、異議申立てされる心配はないのかということですが、まず、この点について伺います。

○（企画）山田参事

その辺はよくわからないのですけれども、基本的には、いわゆる再生債権者が、言ってみれば相殺をするというよりも、「1.5パーセントを支払う。同意いただけるか。」という考え方を示していることに対して、異議があるかという部分については、これはあると思うのです。

比較の議論としてされているのであれば、共益債権、一般優先債権については、基本的には別物だと考えていますから、そちらは全額で、こちらをカットという議論にはならないのではないかと思います。

○北野委員

説明は、山田参事の言うとおりでと思うのです。

しかし、市がイニシアティブを発揮した大きな事業に、我々民間が参入したのだと。その音頭をとった小樽市の債権が優先債権となっていて、全額保護されることについて、しっくりしないという相談もあるわけです。だから、そういう心配はないのかと聞いたわけです。時間がないから、別な課題として、後日、聞きます。

次に、山田参事が答弁された随時の支払いの問題なのだけれども、これからスリムにするように、OBCとしても合理化を図ったりして、聞くところによれば、年間2億円くらい生み出すようにすると。

そして、土地の担保を日本政策投資銀行から解除していただいて、売り払って、そういうものを財源にして、先ほど説明した再生債権1.5パーセントの分や、小樽市の分を払うように計画はなっていると伺っているわけです。そのときに、財源が思うように用意できなかったら、満額保証されたとはいっても、随時支払いというふうに、期限が定まっていらないのですから、ずるずると後回しにされる心配はありませんか。

○（企画）山田参事

それはこれからの話ですので、いつ支払いをするという話まではつけられないだろうというのは、資産処分といいますが、その辺の見通しも含めて、それから、委員がおっしゃったように、今の考え方で固定的に単年度黒字と

いうものを、どの期から出していくのか。

もっと言うと、キャッシュフローとしては、当然、単年度黒字で行く計画を立てるわけですから、その中の必要財源という形で、平年分の税金のほかに、この債権が上乘せされるという形で走りますから、そのあたりについては、これから納税交渉の中で、以前の債権と、これから通常支払われるべき税というものについての話を詰めていく、こういった方向になるうかと思います。

○北野委員

納税課長に伺います。

最初、マイカルが民事再生法を申請し、数日後、ベイシティも民事再生法の適用を申請しているわけですね。その時の資料は既に私も入手し、この資料で市街地の特別委員会でも何回か議論したのですが、この時、水道局は 241万 9,699円が、再生債権で載っている。また、固定資産税として 1 億 3,680万円余り載っています。あの時点でですね。

これが現在どうなっているかと聞いたら、先ほどの古沢委員と同じように、個々の企業のことだからということで答えないのですか。

○水道局長

今、北野委員のおっしゃったのは、恐らく事務方の勘違いだと思います。納期前でございましたから、その分は納期のときに……

○北野委員

そうしたら、水道局は滞納はないと言い切っているんですね。

○水道局長

240万円という具体的なお話でしたから、それは事務の取扱いの時の担当者の勘違いではないかと。

○北野委員

だから、その時はあったか、なかったか。

○水道局長

ありません。

○北野委員

なかったのですね。

○水道局長

下水道関係で少し説明が足りないので、あまり説明することはないのですが、今、マイカル関連で水道と契約していますのは、事業系では 6 件ございます。そのうち、参事からも話がある会社については 2 件で、それは全体の約 3 分の 1 を占めます。ですから、残り 4 件については問題はない。この 2 件につきましても、今までもお話していますけれども、共益債権として適正に処理されています。

もう一つ、賃貸借のマンションがございます。これは、現在 O B C から入居者に、個々の入居者と水道の契約をしています。

○北野委員

納税課長に伺いますが、市税の方はどうなのですか。

固定資産税として 1 億 3,680万 7,000円載っていたのですけれども、これも事務当局の間違いなのですか。

○（財政）納税課長

北野委員がご指摘の、東京地裁に提出された書類につきましては、申しわけございませんが、当時は見ていませんでした。その額については、O B C で掲載された額であります。

大変申しわけありませんが、個々の納税義務者に対する状況につきまして、これもお答えすることはできません。

いずれにしても、これらの債権につきましては、民事再生法上は一般優先債権ということですので、再生手続によらないで、随時弁済されていくということで受けとめております。

○北野委員

納税課長は知らなかったと言うけれども、議会で、古沢委員が金額を出してこのことを話しています。聞いていなかったのですか。おかしいですよ。

山田参事に伺いますが、先ほど聞いたら、概要版ならぬ東京地裁の再生計画案を、個人として入手しているというお話ですから、中を全部承知しているということを前提に伺います。

小樽市の一般優先債権は、当時は固定資産税だけで1億3,680万円余りあったのですが、現在はどうか。4月に東京地裁に正式に出した中の、一般優先債権は幾らになっていますか。

○（企画）山田参事

税務の方で説明できない話を、私が説明するわけにはいきませんので、基本的には遠慮いたします。

○北野委員

今、小樽市の財政状況は大変なですよ。2定の補正予算の説明がありましたけれども、留保財源は2億円しかないのです。それから、伺ったところ、5月31日の出納閉鎖期をくぐって、どれくらい剰余金が出るか、不用額が出るか、まだ、これからという話ですが、それでもせいぜい2、3億円だということです。

こういう時に、既に公表されている東京地裁の、去年9月に出されているだけでも、1億3,600万円の固定資産税が滞納になっている。これが、増えているのかということは、私たちは大変関心があるのですね。これは、1期分にも相当しない額ですから、さらに2、3、4期となれば、払われたのだろうかと思うのです。

OBCが市に払うべき一般優先債権の額は、市の留保財源よりも多いかわからないのです。それは、きちんと納入していただかないと。市は、今大変だと、広報おたるでは、市長の話によれば、自分らの責任については何も書かないで、こんなひどい状態になっていますと、市民に我慢をしてくれと言わんばかりの説明です。

もう2億円しかお金がないと言っている時に、一方で、OBCが相当の金額を滞納しているということについて、優先債権で全額保護されているということだけをもって、いつ支払ってもらえるかわからない。払ってくれるまで待つという姿勢だったら、一体、市の財政を考えているのかということになるのですよ。

石狩湾新港もそうですが、マイカルも、反対を押し切って強行したツケが、市の財政圧迫になっているわけでしょう。ところが、収入があるのだ、関連地域から市税が入ってくるのだと説明して、自分たちのやったことは、間違いではないと言い張っているのですから、そこからの金額が、かなりの部分で入ってこないとなったら、市民に何と説明するのですか。これは、市長にお答えいただきたい。

○（企画）山田参事

基本的には、税が入ってこないという前提ではなくて、今、民事再生計画案の前提というのは、いろいろな意味であるわけです。ですから、その前提自体が崩れると、税どころか、会社の案自体が崩壊するわけですから、そういう意味では、かなり綱渡りのところにいるということは確かだと思うのです。

その中で、資金繰り、弁済財源を確保するにあたって、当然、優先債権は本来的に1.5パーセントの再生債権、総額約4億4、5千万円だと思いますが、その金を工面することと、既に優先して債権として認められているものが、後回しになっていくということは、自治体としては納得いかないという主張は常々やっております。

問題は、資金繰りその他の中で、それを先に払えということで、リニューアル、再生もできないのでは困るので、認可をされ確定すると、1年間で再生債権の約4億4,000万円くらいは、支払っていくという今回の案ですから、その間に、この税の問題は、すべて納めてもらう交渉等をしてもらう形をとっていこうと思っています。私どもとしても、そのようなスタンスで、対OBCとの交渉に臨みたいと考えております。

それが、取れないというか、焦げついてしまうという状況を想定して進めているわけではございませんので、大

げさに言うと、ご心配なくとまでは言えないですが、頑張ってみますので、よろしくお願いします。

○北野委員

山田君のその体格で、胸をたたいて心配するなど言えないというのは、僕は本当に心配だと思うのです。

結局、あなたの説明によっても、営業保証はどんなのかわからないけれども、例えば、ビブレ棟3、4階の店舗を、下に移転する費用はOBCが持つと。この4億わずかの中に、そういう費用も含まれているわけです。それをやらないと、再建がうまくいかないのだと。再建がうまくいかないからということで、市が取れないとあなたは言っているのです。壊してまで取るわけにいかないということです。日本政策投資銀行は担保を外すようですが、土地が売れるのかという問題とか、そういうものがいろいろあるわけです。

そういう点で、市としては痛し痒しで、結局、全額払うからと言って、リニューアルとかその他の方に、あるいは1.5パーセントの人の分を1年以内、50万円1か月以内と、そっちの方を優先して払って、市に払う金がないとは言わないが、半分とか、3分の1ということだって有り得るわけでしょう。結局、後回しにならざるを得ないのでと心配しているのです。そういう心配の方が常識的ではないですか。

○（企画）山田参事

今、委員がおっしゃったように、現状、ともかく会社を建て直すことを第1で考えておりますから、税優先という形でとることによって、キャッシュフローが回らないで倒れることは避けたい、ということで何回も申し上げています。

ですから、少なくともそういう現象というものが、通常の営業をしている中で委員がおっしゃっていることでいけば、月に2億円くらいの黒字を出していこうと。例えば、そういうベースの中で支払われる通常の公租公課の問題と、そうではなくて、債権として支払うべき金の原資というものは、リニューアルも含めて資産を売却していくということが基本になっております。

資産の売却は、現在、マンションについては一定の見通しも立ったように聞いておりますので、そういった枠組みの中で、どの程度をリニューアルに回して、また税の方にいけるのか。それから、保留地処分した土地も、いつどういう形でしていくのかと、このあたりの見極めで、税という優先債権の支払いをまず考えると。

それから、もっと言うと、通常のキャッシュフローが黒字の中で、計画的に、いわゆる納税相談の中で支払ってもら。債権分については、長期で支払ってもらという方法も一つの選択肢としてあると思いますので、現在、否定的、悲観的な発想ではなく、何とかつぶれないうで払ってもら、という1点を追求して進めたいと思っていますので、その点をご理解いただきたいと思います。

○北野委員

私たちが聞き及んでいるのは確かでないですから、質問してお答えいただきたいと思って聞いたのですが、お答えできないということです。当初の固定資産税だけで、昨年9月の時点で1億3,000万円だったけれども、一般優先債権の額は、今、その倍以上になっていると聞いているのです。

そういうことになれば、私たちとしては、その金額が変わらないまま推移していたのなら、その後、来た金は全部入金になっているということだから、山田参事の話も、なるほど根拠があるなと私は思います。

しかし、去年の9月時点よりも、市に対する滞納が倍くらいに増えているのであれば、その後の市税は、払っていないのではということになるわけです。そういう中で、OBCが幾らこういう計画を立てるといっても、大変心配だと。市の財政の足を引っ張ることになるのではという心配があるので、その指摘だけはしておきます。

再開発地区計画について

最後に、地区計画について伺いますが、山田参事の先ほどの説明で、小樽短大については、再開発地区計画の中であそこに学校を入れるわけにいかない、正式に事業計画が出た時点で、市としても検討するということですが、このことは、地区計画の見直しを行うということですね。

○（企画）山田参事

私が申し上げたのは、現行の都市計画の制度からいくと、臨港地区の工業地域ということですから、そういった用途の中では、学校は建てられない場所だということです。

ただ、現地には、いろいろな建物がたくさん建っているのですけれども、それは何で建設できたかという、いわゆる再開発地区計画の中で、例えば、ホテルを建てられるように整理をしていっているわけです。

学校の問題については、基本的に、市として臨港地区、工業地域の中に、あえて学校を必要とする考え方というものがあるのか、ということが大きな問題としてあるのです。

それは、学校が来るからということで市として考えるのか。学校が来る、来ないは別にして、臨港地区に学校を取り入れるのか、この辺の整理をしないと、小樽短大の話が消えてなくなると、あそこは学校は要りませんという整理であれば、それは小樽短大ありきの話です。

しかし、あそこに学校を導入しようというのであれば、短大の話が消えても、O B C がいわゆるリーシングをする中で、どこかの学校に来てほしいという動きができると。そういう意味では、建物のスタンスが広がるということです。

その辺の兼合いは、各省庁とも含めて、なぜ臨港地区に学校という文教施設が必要なのかということ、市の実情を含めて説明をする。それを、もう一步手前で議論するとなれば、市として、臨港地区で文教施設が土地利用としていいのか、という議論を庁内的にしておかなければならない。

したがって、小樽短大をあそこに入れるかということについては、市の一つのスタンスです。そのほかに、今、議論されるように、何をやるかという具体の事業計画が示されていませんから、国などにそれを持っていけないのです。そこをひとつご理解いただいて、今はまだ確定をして進めているのではない、ということだけご答弁しておきます。

○北野委員

私が聞いたのは、具体的には、短大はビブレの中に入りたいと。4階という新聞報道が飛び交っていました。そのことについて、あなたがそういう説明をされたのです。

これは、皆さんからいただいたのですが、私が議員でない時に、山田参事が言った再開発地区計画の変更ということを行いまして、多目的交流・商業地区があります。そこは、教育文化機能等云々と書かれているのです。だから、そういう地区計画の見直しをやれば、短大、学校などを誘致しても構わないということが、可能性としてあるわけでしょう。だから、どういう態度で臨むのですかと聞いたのです。

○（企画）山田参事

今、委員がご指摘の、整備計画のかかっていない方針のところなのですけれども、基本的に、土地利用の方針としては、そのようになっていますけれども、その背景は、臨港地区の教育・文化というものについては、やはり海洋絡みといいますか、海の絡みが一つは念頭にあるのです。

ですから、海洋学校、大学の海洋学部、そういうイメージで臨港地区の教育施設については良しとすると、そういう小樽市の整備基本計画という枠組で国に説明をして、一定の方向をつけた部分でございますので、ストレートに英文科とか、商業的なものの大学が、臨港地区に入っていけるかということもあります。そこと一緒にできるかどうか、庁内協議なり関係省庁と話をし、現在の考え方でいけるかの結論を出してみたいので、その部分については、まだ未定ということでご理解いただきたいと思います。

○委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

○小林委員

### 産業振興課の役割について

会議の前に、各部長から新しく理事者になられた職員の紹介がありました。

その中で、経済部の産業振興課長が、手形の答弁をしました。もちろん産業振興で課長職が答弁して、産業振興そのものなのですから、これから取り組む内容といいますか、商工課、中小企業センターも消えていますので、その辺の役割を2、3点お尋ねしておきたいと思います。

#### ○ 経済部長

ご承知のように、従前は商業、工業あわせて一つの課でやってまいりました。

それともう一つ、商店街を含めて融資ということも、あわせて中小企業センターで施策としてやってきたわけですが、商工業に絡んでは、行政との絡みを持つ方につきましては、単に融資、相談だけではなくて、商工行政全般にかかわって、あわせて話し合いをしたいということが現実にあります。

そういうこともありまして、離れていることによって、利用する側のデメリットがありましたので、これを1か所に集約をすると、4階に来ていただければ、すべての相談に応じられる体制をつくりたいということで、長年考えてきたわけです。

その結果、今年4月に新体制で出発しました。そういう中で一つは商業、一つは産業の工業の部分に注目点があるわけです。今、商業関係につきましては、商店街のみならず、中小企業全体を含めて大変に厳しい状況もありますので、ここについては一組織を持った方がいいと。あわせて労政部分についても担当してもらう、というようなスタンスです。

それから、小樽市の場合は、2次産業は三つの産業の中でも比較的ウエートは低いわけですが、ものづくりは、すべての産業の基礎になるということがございます。そこで、製造業を含めた2次産業というものを、基幹産業として位置付けをしながら、発展させていく必要があるだろうということで、産業振興という部分で新たな組織を設けて、商工業について二つの組織で対応したいと考えて、こういう形にしました。

#### ○ 小林委員

今、部長から話がありましたが、商工会議所関連の事柄というか、大切さというのは行政面でもあります。当面の振興策として、例えば、雇用促進では2定の補正予算などで、その絡みで何か予算付けされているものがあるのですか。産業振興課の中で、今回挙がってきている補正予算の中の項目がありますか。

#### ○ (経済) 産業振興課長

今回、雇用につきましては産業振興課としまして1本、第2回定例会に上程を予定しています。

その内容につきましては、市内の企業の製品技術はどのようなものがつくられて、どのようなものが販売されているのかという部分を調査する。また、市内の各企業はそれぞれが経済グループ、団体等に入っていますが、その調査をして、ホームページ又はCD-ROM化をしたいということで考えております。

#### ○ 小林委員

これだけ不況な時代を迎えて、中小企業の在り方は、中小企業センター所長という役職が消えますと、市民感情として、何か行政面で遠ざかったというか、壁が厚くなったという感じを受けることは事実なのです。何人かの市民からもそういう話を聞きました。今、部長から、また、先ほどの手形交換の際にも新課長が答弁していますけれども、かなり広範囲で、これから期待をしていい役職というのですか、産業振興という面で大いに期待しています。これは答弁は要りません。大いに頑張ってください、そう思います。

#### ○ 委員長

自民党の質疑を終結し、市民クラブに移します。

#### ○ 斉藤(裕)委員

### 手形交換所の廃止について

産業振興課長の答弁なのですけれども、小林委員は頑張ってくださいということで、私も頑張ってくださいというエールを送りますが、先ほどの質問にありました手形期日、又は小切手期日が迫っているにもかかわらず、至急に手当てができなかったと。それが、小樽に交換所があるからよかったということで、救済の方法もあるのだとおっしゃいました。効果もあったのだという話なのですけれども、私はそういうことは一概に言えないと思うので、詳しく教えてもらえませんか。

小樽に交換所があったら、要するに、依頼返却がスムーズだということです。それはどういう仕組みなのか、教えてください。

#### ○（経済）産業振興課長

市内に手形交換所がありますと、具体例で申しますと、その手形をお持ちになります。通常ですと銀行は3時までとなっていますので、そのくらいまでに銀行に手形をお持ちになりますと、各銀行はそれを統括店で整理をすることになります。

それぞれの銀行ごとに整理をしまして、翌日の大体9時半ころに手形交換所にお持ちになることになります。それぞれの銀行の方が手形をお持ちになりまして、30分程でそれぞれのところに、例えば、各銀行でお互いに交換をすることになります。その交換をしまして、それを各銀行へその手形をお持ちになります。各銀行に持って帰りまして、各企業に小切手の金額分の残額があるかどうかを調査をして、できればその日のうち、もしくは検討する余地があれば次の日に現金化される、というのが手形交換所の仕組みでございます。

#### ○斉藤（裕）委員

だから、何故ですか。

#### ○（経済）産業振興課長

小樽に交換所があるメリットなのですけれども、市内企業は通常でありましたら、手形交換所にお持ちになるときに、市内にありましたら、3時くらいであれば4時くらいまででも融通がつくという部分が、札幌に統括されますと、その後、札幌分、小樽の分を含めて輸送しなければならない状況が出てきます。今現在でも、輸送車を使いまして、札幌の交換所で行っておりますけれども、小樽でやる場合には輸送の手間はかかりませんので、小樽の手形交換所内でやればいいということです。

#### ○斉藤（裕）委員

水を差すわけではないけれども、そういう効果はそんなに大きくないのです。そんな回し手形で、札幌とかの他の銀行に行ったらどうするのですか。同じことでしょう。課長の言っていることは、振出人と受取人が同じ小樽の金融機関だということです。今、言ったことが効果として現れるのは、そのケースしかないです。

だから、それがとても効果があるということは、私はないと思いますので、本日は初登板の日だから値引きしておきますので、後で調べておいてください。

私の言うことは、ほぼ間違いないと思います。例えば、私と武井企業が、同じ小樽市内の金融機関を取引窓口に行っている時は、そういうことが起こるかもしれない。しかし、それが回り回ったら同じことで、今、手形交換所がなくなる、なくならないという話は、小樽市内からそういう公的機能が統廃合の波でなくなっていく寂しさ、つまり、企業マインドが低下することの方が大変だろうと心配しているのです。この辺は、課長とは認識が違うと。

異論があったらどうぞ。

#### ○（経済）産業振興課長

小樽から手形交換所が消えることにつきまして、今も述べさせていただきましたけれども、小樽にとって大きな損失であるということで、街全体に与えるイメージダウンになるのではないかと。また、企業誘致等の活動の支障になりかねないということ、冬期間、雪で札幌間の交通に支障が来した場合に、大事なこれらの手形、小切手が札

幌に届かないで、事業者の資金への悪影響という問題を起こすこともあろうかと思います。

○ 斉藤（裕）委員

根強い応援団がたくさんおられるようだけれども、一目瞭然です。金融機関に聞いてみればいいです。今までもやられているかもしれないけれども、依頼返却の件数はどのくらいあるかというと、さほど多くないです。

○ ＯＢＣとの委託契約者の債権について

山田参事に尋ねたいのですけれども、マイカル、ＯＢＣの関連で、当初、委託契約を結ばれている方たちがおられましたね。飲食店などです。例えば、飲食店をやっているけれども、委託契約になっていて、レジ管理方式の人たちです。

確認ですが、これは、どこの債権に入ったのですか。例えば、毎月の売上げをＯＢＣ、マイカル、マイカル本体の話もありますけれども、それぞれレジ管理方式で入金しましたね。途中で止めましたが、それは宙ぶらりんになっていたはずですよ。そこで、これが再生債権というところに入るのか、何になるのかということ、ずっと尋ねておりました。結局、どの債権の扱いになったのですか。

○（企画）山田参事

記憶では、今回の再生債権の中ではなくて、共益債権の中の、既に支払われた債権の中で債務処理をしたと思っています。

ですから、共益債権が９億円くらいあったと思いますけれども、現在、共益債権の残額というのは２億３,０００万円くらいまでになったという話を聞いていますので、その中で、先ほど言っていた水道料とか、本来、施設を維持すべき必要な経費というものは、共益債権の中で処理していたと思いますので、共益債権に含まれて処理されたと思っています。

○ 斉藤（裕）委員

つまり、委託料は、その後、共益債権に入ったということなのですね。委託契約を結んで、収入を一度お預かりして、委託料として家賃相当分を差引いたものを払っていたわけですから、今の答弁でしたら、委託料が共益債権に入ることになるのです。山田参事を問い詰めているのではないですが、どこへ入ったか、教えてください。

○（企画）山田参事

契約の内容の具体的な、あのころ話題になった俗に言う預かり金の問題、これについての考え方は、法的には共益債権の扱いをしたとお伺いしておりますので、いわゆる再生債権ではなくて、共益債権だと。

当時は、法律的に処理がわからない中で、一定程度、債権の枠組みの中では、そんなにたくさんの債権の種類はございませんので、問題は、その支払いをしなければ、企業そのものがもたないと。テナントや委託販売先は全部出て行って再生されない。そういう性格のものと理解をいただいて、支払いをするという判断をいただいたということでいけば、共益債権という形で処理をしたと伺ったと記憶していますが、再度、確認をしたいと思います。

○ 委員長

市民クラブの質疑を終結し、次に公明党に移します。

○ 高橋委員

中央通のメッセンジャー線について

まず、中央通の拡幅工事関連で、何点かお尋ねをします。

先週、完成したところを見てまいりました。非常に立派になったと。電線も地中化になりまして、景観がこんなに違うものかと感じました。

ただ、手宮線の上空で、惜しいと思ったのは、ワイヤー線が１本あったと記憶しているのですけれども、それはご存じでしょうか。

○（建都）市街地活性化対策室・近澤主幹

確かに、委員がご指摘のとおり、手宮線の右側に市道高島線が中央通と交差しています。多分、市道高島線沿いに北電柱が建っていて、その横断部分のメッセンジャー線でございます。

○高橋委員

あれについては、何とかならなかったのかと思ったのですが、やはり無理なのでしょうか。

○（建都）市街地活性化対策室・近澤主幹

当時、中央通をケーブルが横断しておりました。それで、このケーブルにつきましては、今回の地中化に伴って、当然、地中に入ったのですけれども、メッセンジャー線だけは、どうしても両サイドの高島線の電柱保護のために、両サイドに支線、支柱を設けることができないのです。ここに車庫や玄関の出入口がありまして、支線、支柱を設けることができません。したがって、どうしても中央通を横断して、あのように電柱保護のために、メッセンジャー線を張っておかなければならない状況でございます。

○高橋委員

わかりました。

中央通のアスファルト舗装について

次に、アスファルト舗装についてお聞きしたいのですけれども、通常の舗装と若干違うのかなと思っておりましてけれども、この内容について説明をお願いします。

○（建都）市街地活性化対策室・近澤主幹

中央通の舗装は、確かに通常の舗装ではございません。あれは、排水性舗装といいまして、表面の舗装が厚さ4センチ程度ですけれども、結局、薄い路面水が4センチ部分を浸透いたしまして、両サイドに排水管がございますが、そこを雨水等が流れるようになっております。効果としましては、車両のタイヤ騒音の軽減化や、冬期間のスリップ対策に効果があると聞いています。

○高橋委員

心配な点が2点あるのですけれども、凍害の問題と目詰まりの問題はどのように考えていますか。

○（建都）市街地活性化対策室・近澤主幹

確かに、現在、排水性舗装につきましては、あそこの土地に骨材の大きなものが表面に転圧されております。したがって、年次が経過するに従って目詰まりが起こる可能性がございます。そういうことのないように、土木現業所で維持管理に注意を払っている、そういうふう聞いております。

○高橋委員

維持管理といっても実績があるのでしょうか。道の管理だということで、市に聞くのはどうかと思うのですけれども、わかっていれば参考にお知らせください。

○（建都）市街地活性化対策室・近澤主幹

市内の札幌バイパスには、排水性舗装がされていると思います。

しかし、国道、道道、市内でのそういう実績は現在ないのですけれども、聞くところによりますと、路面清掃自体が相当高性能のパキューム式の機械でございます。そういうことで、当然コストもかかりますけれども、夏場にそういう機械を使ってまめに路面清掃をすれば、目詰まりが解消できると聞いております。

○高橋委員

今後、確認をさせていただきたいと思います。

中央通の歩道活用について

次に、幅広の歩道の活用方法についてですが、前もお話がありましたが、その後、活用方法についての話合いとか、活用方法の進展内容とか、企画、計画はどのようになっていますか。

○（建都）市街地活性化対策室長

今のご指摘の部分ですけれども、ハード整備は15年度で完成を目指しています。そういった中で、都通り商店街の方々に会いしたり、まちづくりの市民団体の方を個別に訪問して、お話をしております。実際に、どういう形でできるかお聞きした中で、庁内で連携をとって実現化に向けたいと思っています。

○高橋委員

ということは、全部完成してから話がスタートするということになりますか。

○（建都）市街地活性化対策室長

そういった意味では、まだ話し合いをしてすぐの段階でございますので、工事中からスタートするのか、工事が終わってからスタートするのか、これからの議論で推し図りたいと考えております。

○高橋委員

旧手宮線の跡地利用について

次に、先ほど言っていた手宮線区画の跡地利用というか、600平方メートル程度の空き地があったと思うのですが、あの利用方法については協議が進んでいますか。

○（建都）市街地活性化対策室・渡辺主幹

市民センター横に600平方メートルの空き地がございますけれども、これにつきましては、現在、各部でいろいろ協議させていただいています。これは、ずっと協議させていただいている状態ですが、これといって何をやっていくのか、なかなか見つかっていない状態で、検討している最中でございます。

○高橋委員

目途としては、いつころまでにとっているのですか。

○（建都）市街地活性化対策室長

ご答弁申し上げましたけれども、600平方メートルという限られた面積であること、さらには、市の経済状況もあって、今、いついつとこの場でお示しすることは、難しいと考えてございます。

○高橋委員

あの辺はきれいになって、ここだけが空いている。何になるのかと思っている方もいらっしゃるのです。あまり空き地が目立たない方法も必要だと思うのですが、いかがですか。

○（建都）市街地活性化対策室長

ご指摘の部分は、確かに地域の方からも言われてございます。今年、埃が舞うという苦情もあり、お金をかけないで、国道のアスファルトに埃止めはしようと思っています。

ただ、将来的に別な活用を考えた中で、あまり恒久的な整備はいかなものかと思ってございます。市民団体から、プランターの寄附もあると聞いていますので、そういった中で、修景を図っていかねばと考えています。

○秋山委員

中央通の歩道整備について

関連してお尋ねしたいことがあるのですが、中央通がきれいに整備されまして、港側の運河プラザとか、ホテルの辺の歩道が昔のままです。あれは、小樽のイメージとして当時つくられたと思うのですけれども、かなり歩きづらい。今後、あのままの状態が残すのか、手を入れるのか、お考えがあるかだけお尋ねしたいと思います。

○（建都）市街地活性化対策室長

冒頭の説明があったわけですが、臨港線の地中化を実施します。それは、臨港線の歩道の一部が対象になるものですから、土木現業所としては、深い目地を浅くするとか、そういう形で歩きやすい歩道にしたいというお考えがあります。そういう中で、お話の本通線から臨港線までの85メートルの部分については、地中化になってい

ますけれども、通信関連の工事の時にあわせて事業化できないか、土現で検討していると聞いています。

○秋山委員

かなり高齢者の観光客も来てますし、私も高齢者の部分に入っていて、歩き慣れた道でもつかかるといいう状況ですので、本当に訪れてよかったという思い出が残る、小樽の歩道にしていきたいと思います。

○委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

○武井委員

電線地中化について

本日、ご説明をいただいたところから、2点ほどお尋ねしたいと思います。

一つは、国道5号線の電線地中化の問題ですが、平成14、15年の2か年計画で、東京生命から船見坂の400メートル、ここをやるといふ説明がございました。

何故、東京生命からという立場でご質問するのですが、将来は、浅草線も整備をする方向で案に出ています。そういう意味では、また通行止めをしなければならないのですが、この際、どうして計画のある浅草線からやらなかったのか、ご説明をお願いします。

○（建都）市街地活性化対策室・近澤主幹

ご質問の地中化ですが、この地中化につきましては、中央通が現在、既に地中化されてきております。それに交差する幹線道路であるということ、それから、小樽駅周辺ということで、まず、この400メートルについて、北海道電線類地中化協議会という会がございますが、そこで決定された事業なのです。

それで、この400メートルという東京生命から三角市場までの区域が、何故、決まったかという詳細は、申しわけございませんが、私は聞いておりません。したがって、申しわけないのですが、その辺は答えできません。

○武井委員

聞いていないことを聞いてもどうしようもないのですが、これをやるには、駅前通の一番の人通り、あるいは車も含めて大変な場所だと思います。ましてや、海側をやるということですから、中央通をまたぐという問題がある。そうしますと、人を止めるか歩行制限をしなければならない。そういう場所であるだけに大変な工事だと思います。

ですから、またかという市民感情を理解して、今回、何で浅草線からしなかったのか。東京生命からだとは本当にわずかで、電柱1本か1本半くらいです。何でそれだけ残して、またやろうとしているのか。このあたりがお役所仕事かと思っているわけで、迷惑をこうむる市民の立場を考えて工事をやってほしいのですが、将来展望などを含めて、どう考えていますか。

○（建都）市街地活性化対策室長

範囲決定については、今、近澤主幹がご答弁をしたとおりでございます。

あくまでも北海道電線類地中化協議会というのは、国、道、NTT、北電、そういったところが入った協議会です。そして、投資対効果が一つの判断基準と聞いています。400メートルといっても莫大な経費でやるので、そういった意味では、範囲を限定されるのかなと考えています。

ただ、ご指摘の部分については、開建がこの部分を担当しますので、一度、開建に内容について聞いてみたいと考えております。

○武井委員

工事について1点、注文があるのです。できるだけ長距離の交通規制をする工事をやめて、非常に長い距離の交通規制をしますと、車を止める時間も長くなり、いろいろと支障が出ますので、できるだけ短区間でやってほしい

ということが一つです。

二番目に、夜間の問題が出てくると思います。日中より夜間の作業は大変かと思いますが、できるだけ、日中にやった作業を復元をしてやれるのか、ずっと夜通しでやるのか。もし人が離れるのであれば、復元して、また翌日にやるようなやり方をしてほしいと思いますが、いかがですか。

○（建都）市街地活性化対策室長

基本的には、歩行者、車の量が非常に多い場所でございます。また、バス路線も交差しておりますので、そういったところは夜間工事だと考えられます。一方、短区間ということで、委員がご指摘の部分も十分に理解できますし、掘り返して何日間もそのままということは、歩行者安全上の問題もあります。今は設計中でございますので、それも含めて、今後、開建と協議をしたいと考えております。

○武井委員

昭和製器からの臨港線工事も、そういう方向で進めてほしいと要望しておきます。

道営住宅建設予定地について

道営住宅の問題ですが、道営住宅 3,300平方メートルを年度内に着手したいと。場所は、昔の育成園の跡だということですから、奥沢小学校から入船町に抜ける道路沿線かと思いますが、そこに建設するようになったと先ほど説明がありました。

私は、当初の委員会説明の中では、市街地の空洞化対策、あるいは夜間定住の対策ということで、公営住宅については中央通近辺、特に 210ヘクタールの範囲内ですと。私は、むしろ中央通付近と理解していた一人なのですが、いずれにしても 210ヘクタール以外のところに建てることになる。そうすると、当初の住宅建設とかけ離れて、目的がなじまない気がするのですが、何故、こういうことになったのか、ご説明願います。

○（建都）佐藤主幹

道営住宅の建設予定地ですが、中心市街地で建てるのがなかなか難しいことから、隣接地まで対象エリアを拡大し、市で数か所の候補地を抽出し、道へ示したところ、道路との接続性や造成費用の関係、また地権者の意向などでいろいろと候補地がございまして、そういう面について道で総合的に検討を行い、この敷地が、バス停や商店街に 300メートル程度であり、また中心市街地エリアにも近接していることから、中心市街地の活性化に寄与できる建設地と判断され、この度、市の仲介で地権者交渉を行い、承諾が得られたということでございます。

○武井委員

難しいという前提で、地権者の意見がどうだと、私はそんなことを聞いているのではないのです。当初の計画とずれていないか、当初、こうしますと私たちに提起をしたものと、今、建てる建物はそぐわないのではないですか。計画変更をしたのかと、私は聞きたいのです。

当初は定住対策ですと、あるいは、市街地の空洞化を防ぐために、できるだけ活性化を図るためにしたいとか、いろいろ並べてやろうとした。我々も、それはいいことだとなったのです。しかし、いきなり奥沢に持って行って、いつの間に方針を変えたのか。今、聞いてみれば、地権者との話を言う。そういうことでは困るのです。

何故、こうなったのか。こうなる以上は、契約の前に、委員会に計画変更をしたと説明をすべきだ、私はそう思うのです。いかがですか。

○（建都）市街地活性化対策室長

中心市街地に夜間人口を増やすことは、早い段階から重要施策として位置付けされ、近年になりますと、平成9年に中央通の再整備のパターンという中で具体的に地域にお示しをし、ご議論をいただきました。そういう中で、民間敷地でいろいろと交渉を繰り返したわけですがけれども応じてもらえず、中央通の中では、平成11年2月の議会で断念したことをお話をしました。

ただ、中心市街地に住宅をとというのは、我々の悲願の一つでございますので、当然、中央通の隣接地、さらには

210ヘクタールの中の空き地をいろいろと模索をしました。そういった中で、たまたま 210ヘクタールに近接する奥沢に見つかったということでございます。

そのことと、街なか活性化計画にあります都市型住宅の建設という点については、リンクするものがあると。確かに、街なか活性化計画で中央地区という部分の定義はしたけれども、それは断念したと。しかし、計画の基本理念であるように、都市型住宅というのは、再整備を図るということを考えておりますので、今後、中心市街地で具体的な候補地等があれば、継続して協議をしていこうと。もしくは、街なか活性化計画に新たな計画をして、繰り入れて事業化をしたいと考えてございます。

○ 武井委員

そうしますと、今、お年寄り対策で、お年寄りはより近くで市街地に出ることができると、前にご説明がありましたが、今まで皆さんがそういう市営住宅、道営住宅を建てる土地を探して歩いたと、その努力は評価します。

けれども、室長の今のお答えで、当初の空洞化対策、定住対策の問題については、まだあきらめていない、これから土地さえあれば、まだやる気はあるのだと、今、こう述べたように受け取ったのですが、あきらめていないと確認してよろしゅうございますか。

○ 建築都市部長

今、室長がお答えしましたように、都市型居住といいますか、市の中心部の空洞化ということも含めて、いろいろな思いを含めて、中心市街地の利便のいいところに、居住を果たしていきたいという考えは変わっていませんし、これからもそのつもりです。

今回の道営住宅の建設は、奥沢ということで話が進んでいますけれども、これで事業が終わったということでは決してございません。今後も、より利便性のよい、中心部により近い場所で適地があれば、いろいろ努力をしていきたい。これは、公営住宅にお願いすることもありましょうし、また民間の住宅建設ということも含めて、今後も、引き続き都市型居住というものを推し進めていきたいということで考えています。

○ 武井委員

今、新しく建設予定になっております地域は、第二種中高層住居地域になっていると思いますが、ここにどのくらいの規模の建物をつくりますか。何階で、何戸くらいで、何棟建てるのか、お答えください。

○ (建都) 佐藤主幹

道では、6月から11月頃にかけて現状調査や基本設計を予定しておりますので、その中で用途地域の制限とか、日影規制など、また周囲の住宅に与える影響、駐車場の台数などを検討し、具体的な階数、戸数などを今後決定していくということで聞いております。

ただ、ここは第二種中高層住居地域ですので、内々には5階建てが限度かとお聞きしております。

○ 武井委員

何戸くらいと聞いたのですが、それはご答弁ないのですか。

○ (建都) 佐藤主幹

戸数につきましても、当初30戸程度と言われてますが、それについても、具体的な数字は今後検討していくとお聞きしております。

○ 武井委員

これは、あなた方がせっかく見つけた場所ですから、土地がなかったものを探し求めたのですから、できるだけ効果があるような、また、5階が限度だろうと思いますので、できるだけ、少しでも、あなた方の当初の目的に近づくような、住民が喜ぶような住宅にしてほしいと思います。

街なか活性化計画のソフト事業について

市街地活性化の52事業をずっと見てみますと、ソフト的な面が置去りにされたというか、そういうことが見受け

られるのです。私は、あなた方が記した×、□、の部分調べてみました。これは、ソフト面が多いのです。したがって、そのことについて、聞いてみたいと思います。

例えば空き店舗対策は、私は、非常にユニークなやり方だと思うし、今回、視察で金沢もこういう取組をやっているように感じました。この空き店舗対策は、平成9年4月から実施中と資料には載っております。現在まで、どのようなものを実施したのか、どういう例があるのか、具体的なものを教えてください。

○（経済）佐藤主幹

今年度から実施しておりますが、その前に、空き店舗対策支援事業の制度概要をお話したいと思います。

制度は二つのメニューがございます、一つは、商業者誘致型というメニューです。これは、商店街の中に空き店舗が発生した場合に、商店街がその空き店舗を借り上げて、必要な業種、業態を誘致する。いわゆる出店業者を募るという形で、そこに入った場合に家賃の半額を補助する。この場合は、月額家賃の2分の1ということで、月額10万円が限度で、1年間で120万円、こういう事業が一つです。

もう一つは、空き店舗が生じた場合に、商店街が空き店舗を借り上げる。そして買い物客の利便を図る。例えばトイレ、ベビールーム、共同センターとか、そういうものを設置する。顧客利便施設設置型というメニューです。

この場合は家賃分プラス改造費ということで、改造費の2分の1以内、200万円ということで行うというものです。

これを基にして、平成9年度から順を追って決算額でお話したいと思います。

平成9年度は商業者誘致型、いわゆる家賃補助型が2件で101万1,000円です。平成10年度は、先ほど申しました顧客利便施設設置型ということで、これは家賃がなくて1件のみです。これは、都通り商店街のふれあいプラザで280万円の市の助成金が出ております。この年は、北海道が初めて商店街等の空き店舗対策事業を打ち出し、市と道と一緒に事業を行いまして、他に同額の280万円くらい出ております。

平成11年度は、商業者誘致型の1件のみで30万円です。12年度になりますと、ちょっと増えまして8件、これは全部商業者誘致型になり579万円です。13年度は商業者誘致型家賃の部分で504万7,000円で11件です。それから顧客利便施設設置型ということで、1件で44万6,000円、これは南樽市場内の休憩所です。

それから、13年度の11件について、詳しくお話し申し上げます。

13年度につきましては、市内6商店街団体から要望がございまして、都通り商店街から3件、主なものは、例えばアリバコレクション、エスニック衣料・雑貨、男性若者向けカジュアル衣料、それから花園商店街につきましても2件、例えばオールドギター、雑貨、それから他の招致ということで100円ショップのベンジー、それから花園レインボー商店街では3件、主なものはアンティーク雑貨で、おもしろ懐かし時代屋工場、それから住之江大通商店街では1件、アンティーク雑貨の大正堂など、大体このようになっています。

○武井委員

空き店舗対策は、どこの街でも非常に難しい取組です。同じエリアといっても、どの範囲を一つのエリアと考えるか。その同じエリアの中でも、お互いに競い合うような仕事を選べば、お互いにマイナスになるわけです。競争してよくなることもあるかもしれませんが、同業者を同じエリアの中に置くと、あまり喜ばれないという非常に難しい政策だと伺っています。

今、100円ショップの話が出ましたけれども、100円ショップだって、同じエリアの中であちこちにあるというのは、同業者同士でいい顔はしないと思います。エリアにおける競争心をあおめることはいいのですが、商売をする人たちが、できるだけほほえんで、お互いに喜ばれる店の選定に努力をしてほしいということをお願いします。

これはお願いですが、もし何かご答弁があればおっしゃってください。

○（経済）商業労政課長

同じエリア内に同業種が出てくる、バッティング等についてということでもありますけれども、この制度を運用す

る際には、商店街でよく協議をしていただいて、商店街自身が、業種、業態が自ら活性化のためになると判断をした場合に限って、制度の対象にするということになっていますので、ある程度のことは守られるのではないかと。

100円ショップにしても、例に挙げた花園銀座については、今、2軒出てきているという状況なのですがけれども、最初に出た方には、商店街側が望んでいたものですから補助しましたが、後に出店した方については、既にあるわけですから、あえて商店街が望んだものではないということで、対象を外したりしています。そういう具体的なことについての協議は、商店街と連携させていただいております。

○武井委員

ぜひ、そういうふうに、商店街にも住民にもいい制度なのですから、ひとつ協議して円満になるようお願いをしておきたい、こう思っています。

コミュニティ道路について

皆さんが委員会に出した資料に、平成9年12月と平成11年3月で違う部分が出てきています。

例えば、コミュニティ道路の問題ですがけれども、平成9年12月には静屋線と梁川線にコミュニティ道路を設置したいと出ております。ところが、平成11年3月になったら、これに中央南線が加わって、3線に対してのコミュニティ道路と変わっております。

これは、いいことを増やすのですから、別にそのことに問題はないと思っています。しかし、この実施時期が、工期という言葉で表現しておりますけれども、道路の整備は本当に進むのかどうなのか。

コミュニティ道路についての、現在までの取組、あるいは今後の考え方、どうするのか、お答えください。

○(土木)建設課長

コミュニティ道路の問題でございますけれども、街なか活性化計画及び21世紀プランの中にこの3本が出ておまして、いつやるのかというお尋ねでございます。

今年、都通り商店街のアーケードが一部新設、後は改修という話で聞いております。それに交差します中央南線は、長崎屋の後ろから大通線の三浦内科まで170メートルあるのですけれども、それを今年と来年の2年間で、今年は70メートル、来年は100メートルという形で、コミュニティ道路として新設したいと考えています。

あと2本に関しましては、商店街のいろいろな盛り上がり等があると思います。今後の検討課題と考えています。

○武井委員

このコミュニティ道路は、今出された中央南線などを見ますと、コミュニティという名前を聞くと、何か自由に歩ける、市民の憩いの場みたいな感じに聞こえるのですが、まさか、この線で車の通行禁止とかができるわけはないと私は思うのです。コミュニティ道路は、そういう車の規制などはするのですか。

○(土木)建設課長

中央南線は、現在、歩道がございません。そして、大変な交通量もありますけれども、歩行者も大変多うございます。そこで、両側に歩道を設置しまして、交差点には、多少スピードが出ないように、ハンプと申しますか、山坂をつけまして、両側に歩道と歩道の高質化を図って、歩行者の安全も一つありますけれども、商店街の活性化も一つある、そういう形でつくっていこうと考えております。

○武井委員

このほかの2線についても、そういう考え方ですか。

○(土木)建設課長

今、中央南線が実施計画ということで、今年と来年で行っていきます。多分、歩道が要るかという問題も将来はあると思いますけれども、それは、機運が乗ってきまして、両方の商店街とも話をして、どういう形がいいかという実施計画ができて、多分、形がはっきりすると思います。2線に関しては、まだ、そこまでいっておりません。中央南線はそういう形で行っていきたい、このように考えております。

○ 武井 委員

この計画は、前期、後期と表現されていますが、後期というのは、いつからいつまでのことですか。

○ ( 建都 ) 市街地活性化対策室・渡辺主幹

街なか活性化計画の前期、後期という区分けになっていますが、この期間は、およそ10年をスパンとして考えていまして、前期はおよそ半分です。11年から始まっていますから、5年経過で、平成16年以降ぐらいが後期と考えています。ただ、その辺はきちんとした形ではございませんで、曖昧になっています。何年間かは重複がありますがけれども、およそ16年以降の部分を考えてございます。

○ 武井 委員

いろいろ構想はあるようで、16年頃という意見もありましたが、ぼやけているとは言っても、11年からやったらすれば、大体5年スパンで15、16年というお答えのようです。ただ、できるだけ早く達成してください。

できないものは、例えば融雪溝など難しいと言っているものは、これは切っても仕様がなわけです。あなた方も×をつけているのですから、難しいものは難しいと。やはり、□とか、このあたりで努力している計画は、どんどん進めていただきたいと思います。

本当は、サケの遡上関係もあって、於古発川の改修問題も52項目の中の一つに入っていて、これらの内容についても質問したかったのですが、時間の関係で省略します。

○ ( 建都 ) 市街地活性化対策室・渡辺主幹

武井委員の15年か16年を後期というお話ですが、16年以降ということでご理解していただければと思います。

○ 委員長

以上をもって質疑を終結し、本日は、これをもって散会いたします。